

村山市生涯学習人材バンク 設置要綱

1 目的

各分野で活躍している方々を広く発掘し、登録、活用する生涯学習人材バンク（以下、「人材バンク」という。）を設置し、学びたい市民に対して専門的な知識や技能を持つ指導者の情報を提供することにより、市民の学習活動を支援します。

2 業務

人材バンクの業務は次のとおりとします。

- (1) 指導者の登録及び活用に関すること
- (2) 登録した指導者の個人情報の管理に関すること
- (3) その他、人材バンクの目的達成に必要な事項に関すること

3 登録資格

人材バンクの目的に賛同する方で、次のすべてに該当する方とします。

- (1) 長年の経験により体得した技術・技能・知識などをもとに、市民の学習活動に協力できる方
- (2) 市内もしくは近郊にお住まいで市内での指導が可能な方
- (3) 営利・政治・宗教的目的の学習をしない方

4 登録方法

人材バンクへ登録を希望する方は、「生涯学習人材バンク登録申込書」に必要な事項を記入し、教育委員会生涯学習課（以下、「生涯学習課」という。）に提出してください。

5 登録者の活用

登録者の情報は閲覧用冊子と市ホームページにて公開します。

閲覧用冊子は生涯学習課にて閲覧することができます。

個人情報（性別・生年月日・住所・連絡先）は非公開とし、生涯学習課へ照会があった場合にのみ情報提供を行います。

6 登録事項の変更

登録者は、登録事項に変更が生じた場合、すみやかに生涯学習課へ連絡してください。

7 登録の取り消し

登録者が人材バンクの趣旨に反する行為をしたとき、又は、指導者として適性を欠くと認められたときは、登録を取り消すことがあります。

8 登録期間

登録者の登録有効期間は、登録年度を起点とし、3年間とします。
登録期間が満了したときは、期間の更新をすることができます。

9 依頼方法

依頼の方法は次のとおりとします。

- (1) 人材バンク（閲覧用冊子・市ホームページ）にて指導者をさがす
- (2) 指導者の連絡先を生涯学習課に問い合わせる
- (3) 依頼者が指導者に直接連絡をとり、日程や内容、費用等について相談する

10 経費

謝礼については、指導者と依頼者間で協議するものとします。

学習活動に必要な経費（交通費・会場費・材料代等）は依頼者が負担するものとします。

11 事務局

人材バンクの事務局を生涯学習課に置き、事務局は人材バンクに関する庶務を行います。

12 その他

この要綱に定めるもののほか必要なことは別に定めます。